TOKIO MARINE
NICHIDO

2022年1月1日
以降始期用

費用・利益保険
の約款

費用・利益保険普通保険約款、特約条項

ご契約者の皆様へ

このたびは弊社の費用・利益保険をご契約いただきありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

保険証券ができあがりましたので、費用・利益保険の約款とともにお届け申し上げます。内容をご確認のうえお受け取りください。ご契約者と被保険者が異なる場合は、内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。弊社は、親切丁寧なサービスと万一の際の迅速公正なお支払いをモットーとし、全国ネットワークのオンライン・サービスにより、広く皆様のご愛顧をたまわっております。

今後とも、東京海上日動の保険をぜひご愛用くださいますようお願い申し上げます。

To Be a **Good Company**
東京海上日動

Eツ4

特にご注意いただきたいこと

お手元にお届けした保険証券の記載内容についてご確認ください。内容に事実と異なる点、お申し込みいただいた契約内容と異なる点等がございましたら、ご契約の代理店または東京海上日動（以下「弊社」といいます。）までお知らせください。保険証券の記載内容と事実が相違している場合、保険金のお支払いができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

事故が起こったときの手続き

事故が発生した場合には、直ちにご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

〈目　　　次〉

Ⅰ．費用・利益保険普通保険約款……1

Ⅱ．特約条項……7

保険証券上の「特約条項」欄に表示されている場合に適用される特約条項

〈興行中止保険、旅行変更費用保険 共通〉

●保険料に関する規定の変更特約条項……7

●サイバー攻撃危険不担保特約条項……14

●テロ危険不担保特約条項……14

●共同保険に関する特約条項……15

〈興行中止保険〉

●興行中止保険特約条項……15

●悪天候リスクのみ担保特約条項……19

●出演不能リスク担保特約条項……19

●収益担保読替特約条項……19

●地震危険担保特約条項……20

〈旅行変更費用保険〉

●旅行変更費用保険特約条項……20

●海外旅行変更費用保険特約条項……23

●修学旅行変更費用保険特約条項（特急電車等利用）……26

●地震危険担保特約条項……31

費用・利益保険普通保険約款

第１章　補償条項

第１条（保険金を支払う場合）

当会社は、不測かつ突発的な事故によって被保険者が被る損害（費用損害または喪失利益損害をいいます。以下同様とします。）に対して、この約款に従い、保険金を支払います。

第２条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①　保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

②　①に掲げる者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

（２）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（これらの事由によって発生した第１条（保険金を支払う場合）の事故が拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。

①　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

②　地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③　核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下③において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

第３条（保険金の支払額）

当会社は、支払限度額を限度とし、損害の額（損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を控除した額とします。以下同様とします。）を保険金として、支払います。

第４条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等（第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

①　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
　　この保険契約の支払責任額

②　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
　　損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第２章　基本条項

第５条（保険責任の始期および終期）

（１）当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後４時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、末日の午後４時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に終わります。

（２）（１）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

（３）保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第６条（告知義務）

（１）保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

（２）当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または

重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（3）（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
① （2）に規定する事実がなくなった場合
② 当会社が保険契約締結の際、（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）
③ 保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
④ 当会社が、（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
（4）（2）の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
（5）（4）の規定は、（2）に規定する事実に基づかずに発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第7条（通知義務）
（1）保険契約締結の後、保険契約申込書その他の書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実（保険契約申込書その他の書類の記載事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社に申し出る必要はありません。
（2）（1）の事実がある場合（（4）ただし書の規定に該当する場合を除きます。）には、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（3）（2）の規定は、当会社が、（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または（1）の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
（4）（1）に規定する手続を怠った場合には、当会社は、（1）の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に生じた第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、（1）に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときは除きます。
（5）（4）の規定は、（1）の事実に基づかずに発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第8条（保険契約者の住所変更）
保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第9条（保険契約に関する調査）
（1）当会社は、いつでも、保険契約に関して必要な調査をすることができます。
（2）保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が、正当な理由がなく（1）の調査を拒んだ場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（3）（2）の規定は、（2）に規定する拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には適用しません。

第10条（保険契約の無効）
保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第11条（保険契約の取消し）
保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当

会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第12条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第13条（重大事由による解除）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア．反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。以下③において同様とします。）に該当すると認められること。

イ．反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ．反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ．法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ．その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（２）当会社は、被保険者が（１）③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。）を解除することができます。

（３）（１）または（２）の規定による解除が第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（１）①から④までの事由または（２）の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第１条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（４）保険契約者または被保険者が（１）③アからオまでのいずれかに該当することにより（１）または（２）の規定による解除がなされた場合には、（３）の規定は、（１）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第14条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

（１）第６条（告知義務）（１）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

（２）第７条（通知義務）（１）の事実が生じた場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額について、同条（１）の事実が生じた時以降の期間（保険契約者または被保険者の申出に基づく、同条（１）の事実が生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

（３）当会社は、保険契約者が（１）または（２）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（４）（１）または（２）の規定による追加保険料を請求する場合において、（３）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（５）（４）の規定は、第７条（通知義務）（１）の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

（６）（１）および（２）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更

する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
（７）（６）の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約条項に従い、保険金を支払います。

第16条（保険料の返還－無効または失効の場合）
（１）第10条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
（２）保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第17条（保険料の返還－取消しの場合）
第11条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第18条（保険料の返還－解除の場合）
（１）第６条（告知義務）（２）、第７条（通知義務）（２）、第９条（保険契約に関する調査）（２）、第13条（重大事由による解除）（１）または第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（３）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
（２）第12条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第19条（事故の通知）
（１）保険契約者または被保険者は、損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容(既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
（２）損害が生じた場合は、当会社は、保険契約に関して必要な調査をすることができます。
（３）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（１）の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第20条（損害防止義務および損害防止費用）
（１）保険契約者または被保険者は、第１条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
（２）保険契約者または被保険者が正当な理由がなく（１）に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害の額	－	損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額	＝	損害の額

第21条（保険金の請求）
（１）当会社に対する保険金請求権は、第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
（２）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
① 保険金の請求書
② 損害の額を証明する書類
③ 事故原因を確認する書類
④ その他当会社が第22条（保険金の支払時期）（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
（３）当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（２）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
（４）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（３）の規定に違反した場合または（２）もしくは（３）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第22条（保険金の支払時期）

（１）当会社は、被保険者が第21条（保険金の請求）（２）の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（２）（１）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（１）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数(複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① （１)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日

② （１）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ （１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

⑤ 事故発生の原因となる事由もしくは損害の発生状況の検証・分析に特殊な専門知識・技術を要する場合または同一の事故により多数の被保険者もしくは多数の保険の対象が損害を被った場合において、（１）①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 180日

（３）（２）①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、（２）①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、（２）①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

（４）（１）から（３）までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、（１）から（３）までの期間に算入しないものとします。

第23条（時効）

保険金請求権は、第21条（保険金の請求）（１）に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第24条（代位）

（１）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（３）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第25条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

（１）この保険契約について、保険契約者または被保険者が２名以上である場合は、当会社は、代表者１名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

（２）（１）の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または

被保険者の中の１名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
（３）保険契約者または被保険者が２名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約条項に関する義務を負うものとします。

第26条（訴訟の提起）
この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第27条（準拠法）
この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表

短期料率表

既経過期間	７日まで	15日まで	１か月まで	２か月まで	３か月まで	４か月まで	５か月まで
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%
既経過期間	６か月まで	７か月まで	８か月まで	９か月まで	10か月まで	11か月まで	１年まで
短期料率	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

保険料に関する規定の変更特約条項

第１節　用語の定義

第１条（用語の定義）
この特約条項において、用語の定義は、下表のとおりです。

用語	定義
既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。
初回保険料	保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料の払込方法が一時払の場合の一時払保険料を含みます。
書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
追加保険料	契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。
未経過期間	保険期間中の特定の日の翌日から保険期間の末日までの期間のことをいいます。

第２節　保険料の払込み

第１条（保険料の払込方法等）
（１）保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結の際に定めた回数および金額に従い、保険証券記載の払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合には、初回保険料は、この保険契約の締結と同時に払い込まなければなりません。
（２）次の①および②のすべてを満たしている場合は、当会社は、初回保険料払込前の事故による損害に対しては、この保険契約に適用される普通保険約款および特約条項（以下「適用約款」といいます。）に規定する初回保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
①　保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。
②　次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。
保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末
（３）次のすべてに該当する場合に、最初に保険料の払込みを怠った保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末までに被保険者が保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、既に到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。保険契約者がその払い込むべき保険料の全額を払い込む前に当会社が保険金を支払っていた場合は、当会社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。
①　保険証券に保険料の払込期日の記載がある場合
②　保険契約者が、事故の発生の日以前に到来した保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料について払込みを怠った場合
（４）次のすべてに該当する場合は、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害に対して保険金を支払います。
①　事故の発生の日が、保険証券記載の初回保険料の払込期日以前である場合
②　保険契約者が、初回保険料をその保険料の保険証券記載の払込期日までに払い込むことの確約を行った場合
③　当会社が②の確約を承認した場合
（５）（４）②の確約に反して、保険契約者が（２）②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当額の返還を請求することができます。

第２条（保険料の払込方法－口座振替方式）
（１）保険契約の締結の際に、次のすべてを満たしている場合は、保険契約者は、保険証券記載の払込期日に保険料（追加保険料を含みます。）を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、保険証券記載の払込期日の前日までにその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を指定口座（保険契約者の指定する口座をいいます。以下この条において同様とします。）に預けておかなければなりません。
①　指定口座が、提携金融機関（当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。）に設定されていること。
②　当会社の定める損害保険料口座振替依頼手続がなされていること。
（２）保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、保険証券記載の払込期日に払込みがあったものとみなします。

（３）保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の初回保険料の払込期日に初回保険料の払込みがないときは、保険契約者は、その保険料を第１条（保険料の払込方法等）（２）②に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
（４）保険契約者が第１条（保険料の払込方法等）（２）②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合において、下表の左欄のいずれかの事由に該当するときは、それに対応する下表の右欄の規定を適用します。

①　初回保険料の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるとき。 　ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。	保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその初回保険料の保険証券記載の払込期日とみなしてこの特約条項の規定を適用します。
②　初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めたとき。	第１条（２）②の「保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末」を「保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

第３条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）

（１）保険契約の締結の際に、次のすべてに該当する場合は、保険契約者は、保険料（追加保険料を含みます。）をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。
　①　保険契約者からクレジットカード払の方式による保険料払込みの申出がある場合
　②　当会社が①の申出を承認する場合
（２）（１）の場合、次の規定の適用においては、当会社が保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、払込みに使用されるクレジットカード（当会社の指定するクレジットカードに限ります。以下同様とします。）が有効であること等の確認を行ったことをもって、保険料が払い込まれたものとみなします。
　①　第１条（保険料の払込方法等）（１）および同条（２）
　②　第５条（第２回目以降の保険料不払の場合の免責等）（１）
（３）当会社は、次のいずれかに該当する場合は、（２）の規定は適用しません。
　①　当会社が、クレジットカード会社からその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を既に払い込んでいるときは、保険料が払い込まれたものとみなして（２）の規定を適用します。
　②　会員規約等に規定する手続が行われない場合
（４）（３）①の保険料相当額を領収できない場合は、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。
（５）当会社がクレジットカード会社から保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者は、それ以降の保険料（追加保険料を含みます。）については、当会社が承認しないかぎり、クレジットカード払の方式による払込みは行わないものとします。

第４条（クレジットカード払方式以外への変更）

　保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、第３条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）（５）の規定に基づき当会社がクレジットカード払の方式による払込みを承認しないときは、保険契約者は当会社が定める時以降に請求する保険料（当会社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第２回目以降の保険料および追加保険料を含みます。）を当会社が定める方式および払込期日に従って払い込むものとします。ただし、当会社が定める方式には、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式を含みません。

第５条（第２回目以降の保険料不払の場合の免責等）

（１）第２回目以降の保険料について、保険契約者が次に規定する期日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、その保険証券記載の払込期日の翌日以降に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。
その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末
（２）次のすべてに該当する場合は、当会社は、（１）の「その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末」を「その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する

月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対してその保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が１年を超えない保険契約において、この規定が既に適用されている保険契約者に対して、当会社は、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

① 保険料払込方法が口座振替の方式の場合

② 保険契約者が（１）に規定する期日までの第２回目以降の保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めた場合

第３節　保険契約の解除の特則

第１条（保険料不払による保険契約の解除）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

① 初回保険料について、第２節第１条（保険料の払込方法等）（２）②に規定する期日までに、その払込みがない場合。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、保険期間の初日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがないときとします。

② 保険料を分割して支払う場合の第２回目以降の保険料について、第２節第５条（第２回目以降の保険料不払の場合の免責等）（１）に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがない場合

③ 保険料の払込方法が分割払（年払を除きます。以下同様とします。）の場合において、保険証券記載の払込期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日（保険証券記載の払込期日の次回の保険証券記載の払込期日をいいます。以下同様とします。）までに、次回払込期日に払い込むべき保険料の払込みがないとき。

④ 第４節第１条（保険料の返還、追加または変更）（３）の追加保険料の払込みを怠った場合（同節第１条（１）①または②の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。）。ただし、変更手続き完了のお知らせに追加保険料払込期日（当会社が第４節第１条（１）②の承認の請求を受けた場合または同節第１条（１）①もしくは同節第１条（２）の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。以下同様とします。）が記載されている場合は、この規定を適用しません。

⑤ 追加保険料払込期日を設定した場合において、第４節第１条（４）に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがないとき。

⑥ 保険料の払込方法が分割払の場合において、保険契約者が保険料を第２節第１条（２）②に規定する期日または同節第５条（１）に規定する期日までに払い込んだときであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその次回に払い込むべき保険料の払込みを怠ったと当会社が認めるとき。

（２）（１）⑥の規定に基づきこの保険契約を解除する場合において、当会社が既に支払った保険金（払込みを怠ったと当会社が認めた保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の前回の保険証券記載の払込期日の翌日以降に発生した事故による損害に対して、支払った保険金に限ります。）があるときは、当会社はこの保険金相当額の返還を請求することができます。

第２条（保険契約者による保険契約の解除の特則）

（１）費用・利益保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第12条（保険契約者による保険契約の解除）の規定にかかわらず、同条の通知が行われた場合において、当会社が保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まなければ保険契約を解除することができません。また、保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面等による同意を得た後でなければ行使できません。

（２）普通約款第12条（保険契約者による保険契約の解除）の規定による保険契約の解除後に当会社が保険料を請求し、第１条（保険料不払による保険契約の解除）（１）のいずれかに該当した場合には、当会社は、普通約款第12条に規定する保険契約者による解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第３条（保険契約解除の効力）

普通約款第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、第１条（保険料不払による保険契約の解除）（１）または第２条（保険契約者による保険契約の解除の特則）（２）の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、下表の左欄に対応する下表の右欄に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

①　第１条（１）①の規定による解除の場合	保険期間の初日
②　第１条（１）②の規定による解除の場合	第１条（１）②に規定する保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
③　第１条（１）③の規定による解除の場合	第１条（１）③に規定する次回払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
④　第１条（１）④の規定による解除の場合	第４節第１条(保険料の返還、追加または変更)（３）の追加保険料の払込みを怠った日
⑤　第１条（１）⑤の規定による解除の場合	第４節第１条（４）に規定する期日または保険期間の末日のいずれか早い日
⑥　第１条（１）⑥の規定による解除の場合	第１条（１）⑥に規定する期日の前月の保険証券記載の払込期日
⑦　第２条（２）の規定による解除の場合	普通約款第12条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により解除した日

第４節　保険料の返還、追加または変更

第１条（保険料の返還、追加または変更）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、（３）に規定する方法により取り扱います。

　①　普通約款第６条（告知義務）（３）③の承認をする場合

　②　普通約款第７条（通知義務）（１）の承認の請求を受けた場合

（２）当会社は、（１）のほか、保険契約の締結の後、保険契約者が当会社に書面等により通知した保険契約の条件の変更を承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、（３）に規定する方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いてこの通知を撤回することはできません。

（３）（１）および（２）の場合においては、下表の規定により取り扱います。

<table>
<tr><td>①　保険料払込方法が一時払の場合</td><td>保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料の差額に基づき当会社が算出した、未経過期間に対する保険料（(１)②の場合は、保険契約者または被保険者の承認の請求に基づき､普通約款第７条(通知義務)(１)に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。）を返還し、または追加保険料を請求します。ただし、通知に係る危険（保険料の算出基礎となる危険をいいます。以下同様とします。）の減少によって保険契約の条件の変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合において、その危険の減少が生じた時が保険の対象となる興行の開催予定日（複数ある場合は最も早い日とします。）の14日前の午前０時以降であるときは、保険料を返還しません。</td></tr>
<tr><td>②　保険料払込方法が一時払以外の場合（保険料払込方法が一時払以外であっても、第２節第１条（保険料の払込方法等）（１）に規定するすべての回数の払込みが終了した場合で、この規定により変更すべき保険料がないときまたは保険期間を延長し、もしくは短縮するときは、①に規定する方法により取り扱います。）</td><td>下表に規定する保険料を保険契約の条件の変更後の保険料（(１)②の場合は、保険契約者または被保険者の承認の請求に基づき、普通約款第７条（通知義務）（１）に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。）に変更します。ただし、契約内容変更日の属する保険年度においては、当会社が認める場合は、①に規定する方法により取り扱うものとし、通知に係る危険の減少によって保険契約の条件の変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合において、その危険の減少が生じた時が保険の対象となる興行の開催予定日（複数ある場合は最も早い日とします。）の14日前の午前０時以降であるときは、保険料を変更しません。
<table><tr><td>ア．保険証券に初回保険料の払込期日の記載がある場合</td><td>当会社が承認の請求を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料</td></tr><tr><td>イ．保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合</td><td>当会社が承認の請求を受けた日または承認した日以降の保険料</td></tr></table></td></tr>
</table>

（４）保険契約者が（３）の追加保険料の払込みを怠った場合（(１)①または②の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。）は、追加保険料領収前に生じた事故（当会社が（１）②の承認の請求を受けた場合、または（１）①もしくは（２）の承認をする場合に、承認の請求に係る危険増加が生じた日または当会社が承認を行った日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。ただし、当会社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めたときは、保険期間の初日

以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。）による損害に対しては、次の①または②の規定に従います。ただし、追加保険料払込期日を設定した場合で、次に規定する期日までに保険契約者が（３）の追加保険料の払込みを行ったときは、この規定は適用しません。

追加保険料払込期日の属する月の翌月末

① （１）および（３）の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険金を支払いません（（１）①または②の場合は、第３節第１条（保険料不払による保険契約の解除）（１）④の規定により解除できるときに限ります。）。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

② （２）および（３）の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。

（５）保険契約の失効の場合は、当会社は、付表１に規定する保険料を返還します。ただし、保険金支払に伴う保険契約の終了に関する適用約款の規定により、この保険契約が終了する場合は、保険料は返還しません。

（６）次のいずれかの規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表１に規定する保険料を返還します。ただし、保険の対象となる興行の開催予定日（複数ある場合は最も早い日とします。）の14日前の午前０時以降に当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、保険料を返還しません。

① 普通約款第６条（告知義務）（２）

② 普通約款第７条（通知義務）（２）

③ 普通約款第13条（重大事由による解除）（１）または同条（２）

④ 第３節第１条（保険料不払による保険契約の解除）（１）

⑤ 第３節第２条（保険契約者による保険契約の解除の特則）（２）

（７）普通約款第12条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表２に規定する保険料を返還し、または請求できます。ただし、保険の対象となる興行の開催予定日（複数ある場合は最も早い日とします。）の14日前の午前０時以降に保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、保険料を返還しません。

第２条（追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則）

（１）次の規定に基づき当会社が請求した追加保険料について、追加保険料払込期日に追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を第１条（保険料の返還、追加または変更）（４）に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

① 第２節第２条（保険料の払込方法－口座振替方式）

② 第１条（３）

（２）次のすべてに該当する場合は、当会社は、第１条（保険料の返還、追加または変更）（４）の「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して追加保険料払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が１年の保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合

② ①の払込みを怠ったことについて保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めた場合

（３）当会社は、次の①および②のすべてに該当する場合においては、追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日を追加保険料払込期日とみなして下表の規定を適用します。

① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合

② ①の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

ア．第３節第１条（保険料不払による保険契約の解除）
イ．普通約款第14条（保険契約解除の効力）および第３節第３条（保険契約解除の効力）
ウ．第２条（追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則）（１）および（２）
エ．第４条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

（４）保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に指定口座（この保険契約の保険料に関して、当会社が提携金融機関に対して口座振替請求を行う口座をいいます。）に振り込むことによって行うことができるものとします。

（５）（４）の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第３条（追加保険料の払込み等－クレジットカード払方式の場合の特則）
（１）次の規定に基づき当会社が請求した追加保険料について、第１条（保険料の返還、追加または変更）（４）の規定の適用においては、当会社が追加保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、追加保険料の払込みに使用されるクレジットカードが有効であること等の確認を行ったことをもって、その追加保険料が払い込まれたものとみなします。
　①　第２節第３条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）
　②　第１条（３）
（２）当会社は、次のいずれかに該当する場合は（１）の規定を適用しません。
　①　当会社がクレジットカード会社から追加保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、その追加保険料が払い込まれたものとみなして（１）の規定を適用します。
　②　会員規約等に規定する手続が行われない場合
（３）（２）①の追加保険料相当額を領収できない場合は、当会社は、保険契約者に追加保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ追加保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。
（４）保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に次のいずれかの方法によって行うことができるものとします。
　①　保険契約者の指定する口座への振込み
　②　クレジットカード会社経由の返還
（５）（４）の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第４条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）
（１）当会社が第１条（保険料の返還、追加または変更）（３）の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、次のすべてに該当するときは、当会社は、同条（４）の規定にかかわらず、追加保険料が払い込まれたものとして、その事故による損害に対して保険金を支払います。
　①　事故の発生の日が、追加保険料払込期日以前であること。
　②　事故の発生の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること。
（２）（１）の場合において、事故の発生の日が初回保険料払込期日以前のときは、（１）に規定する「事故の発生の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額」を「初回保険料」と読み替えて適用します。ただし、保険契約者が第２節第１条（保険料の払込方法等）（４）②に規定する確約を行い、かつ、当会社が承認した場合は、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害に対して保険金を支払います。
（３）当会社が第１条（保険料の返還、追加または変更）（３）の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、保険契約者が同条（４）に規定する期日までに追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その払込期日の翌日以降に発生した事故による損害に対しては、次の規定に従います。
　①　追加保険料が、第１条（１）および（３）の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険金を支払いません。
　②　追加保険料が、第１条（２）および（３）の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。
（４）第１条（保険料の返還、追加または変更）（３）②の規定に基づき、当会社が保険料を変更した場合、（１）から（３）までの「追加保険料」を「保険料変更後の最初の払い込むべき保険料」と読み替えて適用します。
（５）第１条（保険料の返還、追加または変更）（４）ただし書の規定が適用され、かつ、事故が発生した場合において、次の①から③までに規定する日時の確認に関して、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときには、保険契約者または被保険者は、遅滞なくこれを提出しなければなりません。また、当会社が行う確認に協力しなければなりません。
　①　普通約款第６条（告知義務）（３）③に規定する訂正の申出が行われた日時
　②　普通約款第７条（通知義務）（１）の承認の請求が行われた日時
　③　事故の発生の日時

第５条（精算保険料に関する特則）
　この特約条項および保険料の精算に関する適用約款の規定により当会社が請求または返還する保険料については、第２節および第１条（保険料の返還、追加または変更）（２）の規定を適用しません。

第５節　その他事項

第１条（適用約款との関係）

（１）この特約条項が付帯された保険契約においては、普通約款の次の規定を適用しません。

① 第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

② 第16条（保険料の返還－無効または失効の場合）（２）

③ 第18条（保険料の返還－解除の場合）

（２）この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

付表１　失効・当会社による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
１年	一時払、一時払以外	（１）保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額（保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。） （２）未払込保険料（未経過期間に対応する保険料を含みます。以下同様とします。）がある場合は、（１）の額からその未払込保険料を差し引いた額
１年未満	一時払、一時払以外	保険期間が１年の場合の算出方法に準じて算出した額

付表２　保険契約者による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
１年	一時払	（１）保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して普通約款別表の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1） （２）（１）にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新（保険契約が解除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。以下同様とします。）を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1） （３）未払込保険料がある場合は、（１）または（２）の額からその未払込保険料を差し引いた額
	一時払以外	（１）保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1） （２）（１）にかかわらず、契約条件の変更に伴い当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1） （３）未払込保険料がある場合は、（１）または（２）の額からその未払込保険料を差し引いた額
１年未満	一時払	保険期間が１年の場合の算出方法に準じて算出した額
	一時払以外	（１）保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して普通約款別表の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1） （２）（１）にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1） （３）未払込保険料がある場合は、（１）または（２）の額からその未払込保険料を差し引いた額

（*1）保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

サイバー攻撃危険不担保特約条項

第１条（用語の定義）
　この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
サイバーインシデント	次の事象をいいます。 ①　サイバー攻撃により生じた事象 ②　サイバー攻撃以外の事由により生じた次の事象 ア．不測の事由により生じた、ソフトウェアまたは磁気的もしくは光学的に記録されたデータの滅失、破損、書換え、消失または流出 イ．不測の事由により生じた、コンピュータシステムへのアクセスの制限 ウ．不測の事由により生じた、コンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合。ただし、アおよびイを除きます。 エ．コンピュータシステムの誤った処理、使用または操作により生じた事象。ただし、アからウまでを除きます。
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含みます。 ①　コンピュータシステムへの不正アクセス ②　コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ③　マルウェア等の不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。） ④　コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
コンピュータシステム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、次のものを含みます。 ①　通信用回線 ②　端末装置等の周辺機器 ③　ソフトウェア ④　磁気的または光学的に記録されたデータ ⑤　クラウド上で運用されるもの

第２条（保険金を支払わない場合）
　当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、サイバーインシデントまたはそのおそれに起因する損害（損失または費用を含みます。以下同様とします。）に対しては、保険金を支払いません。ただし、サイバー攻撃またはそのおそれに起因しない損害に対しては、この規定を適用しません。

第３条（準用規定）
　この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、費用・利益保険普通保険約款の規定を準用します。

テロ危険不担保特約条項

（１）当会社は、普通保険約款および他の特約条項の規定にかかわらず、この特約条項に従い、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（これらの事由がなければ発生または拡大しなかった損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。なお、この特約条項において損害とは、損失、費用または傷害を含みます。
　①　テロ行為
　②　テロ行為を抑制もしくは防止する目的またはテロ行為に対して報復する目的で行われる行為
（２）（１）のテロ行為とは、政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれらと連帯する者が、その主義または主張に関して行う暴力的行為（示威行為、脅迫行為および生物兵器または化学兵器等を用いた加害行為を含みます。）または破壊行為（データ等を破壊する行為を含みます。）をいいます。

共同保険に関する特約条項

第１条（独立責任）
　この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第２条（幹事保険会社の行う事項）
　保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載のすべての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第３条（幹事保険会社の行為の効果）
　この保険契約に関し幹事保険会社が行った第２条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載のすべての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第４条（保険契約者等の行為の効果）
　この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載のすべての保険会社に対して行われたものとみなします。

興行中止保険特約条項

第１条（用語の定義）
　費用・利益保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこの特約条項において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
①	開催予定場所	保険証券記載の開催予定場所をいいます。
②	開催予定日	保険証券記載の開催予定日をいいます。
③	関係者	次の者をいいます。 ア．保険契約者、被保険者、出演予定者、保険証券記載の興行の協賛者または保険証券記載の興行の後援者 イ．アに掲げる者の役職員 ウ．保険証券記載の興行に従事する者のうち、アおよびイ以外の者
④	収益	興行によって被保険者が他人から得られた収入（売上、参加費、チケット代、放映権収入、協賛金、寄付金、助成金等、名目が何であるかを問いません。）をいいます。
⑤	出演予定者	保険証券記載の興行に出演または出場することがその興行の開催前に予定されている者のことをいいます。
⑥	身体障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
⑦	中止	保険証券の「「補償する事故」における「中止」の定義」欄に記載の状態をいい、開催予定場所、規模、出演予定者、主催者、協賛者その他の興行の内容を変更したことにより保険証券記載の興行が開催された場合は含みません。

⑧	中止費用	保険証券記載の興行を開催するために被保険者が支出した返還請求等による回収または他の目的への転用ができない費用のうち、保険証券の「補償する損害」欄に「有」と記載のあるものをいいます。ただし、被保険者が支出した次の費用は含みません。 ア．この保険契約および他の保険契約等(被保険者が保険証券記載の興行について、中止費用または追加費用を支出することによって被る損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。）の保険料 イ．金利等の資金調達に関する費用 ウ．被保険者の役職員の報酬または給与 エ．寄付金等の贈与に係る費用 オ．保険証券記載の興行と直接関係のない物またはサービス等の購入に係る費用 カ．追加費用
⑨	追加費用	第２条（保険金を支払う場合）によって読み替えられた普通約款第１条（保険金を支払う場合）に規定する事故によって被保険者が臨時に支出した社会通念上妥当と認められる必要不可欠な費用をいいます。ただし、次のいずれかに該当する費用または損害を除きます。 ア．財物の滅失（盗難、紛失等を含みます。以下同様とします。)、損傷もしくは汚損による物的損害またはそれを回復するための修理費用、再調達費用等 イ．身体障害を被った者について生じた治療費用、慰謝料、逸失利益、葬祭料等 ウ．被保険者が、他人の財物の滅失、損傷もしくは汚損、他人の身体障害もしくは人格権の侵害または職業上相当な注意を用いなかったことに基づき発生した他人の財産上の損害に対して、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害 エ．債権者である被保険者が、債務者の債務不履行により被る損害（被保険者の従業員が職務上行った不誠実行為による被保険者の損害を含みます。不誠実行為とは、被保険者の従業員が被保険者のために事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行う窃盗、不動産侵奪、強盗、詐欺、横領または背任行為をいいます。)
⑩	予備日	開催予定日に保険証券記載の興行が中止となった場合に、その興行を延期して開催することを予定していた日（保険証券の「予備日の最終日」欄に記載された日以前の日とします。）をいいます。ただし、保険証券記載の「予備日の日数」欄に記載された日数を限度とします。

第２条（保険金を支払う場合）

普通約款第１条（保険金を支払う場合）の規定は、次のとおり読み替えます。

「第１条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、不測かつ突発的な事由により、開催予定日および開催予定場所において開催予定の保険証券記載の興行が、保険証券記載の「補償する事故」欄に記載する状態となること（以下「事故」といいます。）によって生じた損害（中止費用または追加費用を支出することによって被る損害をいいます。以下同様とします。）に対して、この約款に従い、保険金を支払います。

（２）（１）に規定する保険金は、次に掲げる保険金とします。

① 中止費用保険金

② 追加費用保険金」

第３条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通約款第２条（保険金を支払わない場合）に定めるところによるほか、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（これらの事由によって発生した事故が拡大して生じた損害および発生原因がいかなる場合であっても事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。

① 関係者の故意もしくは重大な過失または法令違反

② 関係者の資金不足、支払停止、支払不能、債務超過、法的倒産手続開始の申立てもしくは決定または解散

③ 協賛、後援、援助、協力もしくは支持等を得られないこと、チケット等の売上不足もしくは観客不足またはこれらの事由が予想されることによって保険証券記載の興行が成功する見込みが立たないこと。

④ 保険証券記載の興行の準備もしくは取決めについての関係者の過失または関係者間の紛争もしくは意見の相違

⑤ 関係者の犯罪行為または闘争行為（労働争議を除きます。）

⑥ 保険契約締結時に予定されていた労働争議

⑦ 差押え、収用、没収、破壊、関係者の逮捕もしくは出入国拒否等国または公共団体の公権力の行使（消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置を除きます。）

⑧ 出演予定者の出演不能または役割遂行不能

⑨ 被保険者が常時所有、使用または管理する施設の滅失、損傷または汚損

⑩ 政変、国交断絶、国家的服喪、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安

⑪　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症の発生またはそのおそれ
⑫　電力供給不足（保険証券記載の興行の開催予定場所のみについて電力不足が発生した場合を含みません。）もしくはこれに起因する停電（予定された停電を含みます。）またはそれらのおそれ

第４条（損害の額の決定）
（１）中止費用保険金として支払うべき損害の額は、中止費用の合計額から次の①および②に規定する額を差し引いた額とします。
①　事故が生じた場合においても得られた収益の額。ただし、被保険者が開催する他の興行の開催に要する費用に充当することを被保険者が決定し、その旨を公表（収益の提供者に対する通知を含みます。）した場合は、その充当する収益の額は除きます。
②　事故または損害が生じたことにより他人から回収した金額
（２）追加費用保険金として支払うべき損害の額は、追加費用の合計額とします。
（３）複数の開催予定日または予備日にかかる（１）または（２）に規定する額のうち、各開催予定日および各予備日に区分できないものについては、その合計額を該当する開催予定日および予備日の数で除した額を各開催予定日または各予備日にかかる（１）または（２）に規定する額とみなします。

第５条（保険金の支払額）
普通約款第３条（保険金の支払額）の規定は、次のとおり読み替えます。
「**第３条（保険金の支払額）**
（１）当会社は、次の算式によって算出した額を中止費用保険金として支払います（保険証券に縮小支払割合の記載がない場合は、縮小支払割合を100％として算出します。）。ただし、下表に掲げる支払限度額を限度とします。

興行中止保険特約条項第４条（損害の額の決定）（１）に規定する損害の額　×　保険証券記載の縮小支払割合　＝　中止費用保険金の額

保険証券記載の補償する事故	支払限度額
「開催予定日および予備日のいずれかの興行が中止」の場合	保険証券記載の「支払限度額（初日）」欄から「支払限度額（６日以上）」欄までに記載された支払限度額（各開催予定日およびそれらに対応する予備日に対してそれぞれ適用されます。）
「開催予定日および予備日のすべての興行が中止」の場合	保険証券記載の「支払限度額（すべての開催予定日の合計額）」欄に記載された支払限度額

（２）当会社は、次の算式によって算出した額を追加費用保険金として支払います（保険証券に縮小支払割合の記載がない場合は、縮小支払割合を100％として算出します。）。ただし、保険期間中に当会社が支払う追加費用保険金の合計額は、保険証券の「追加費用支払限度額（保険期間中）」欄に記載された支払限度額を限度とします。

興行中止保険特約条項第４条（損害の額の決定）（２）に規定する損害の額　×　保険証券記載の縮小支払割合　＝　追加費用保険金の額

（３）保険期間中に当会社が支払う（１）に規定する中止費用保険金および（２）に規定する追加費用保険金の合計額は、保険証券の「支払限度額（保険期間中）」欄に記載の支払限度額を限度とします。」

第６条（通知義務）
普通約款第７条（通知義務）の規定は、次のとおり読み替えます。
「第７条（通知義務）
（１）保険契約締結の後、保険契約申込書その他の書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実（保険契約申込書その他の書類の記載事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
（２）（１）の事実の発生によって危険増加（告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。）が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく（１）の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（３）（２）の規定は、当会社が、（２）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合または危険増加が生じた時から５年を経過した場合には適用しません。

（４）（２）の規定による解除が第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第１条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。ただし、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。
（５）（２）の規定にかかわらず、（１）の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。）を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、その解除が第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第１条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。」

第７条（保険の対象の調査）
普通約款第９条（保険契約に関する調査）（２）および（３）の規定は、適用しません。

第８条（事故の発生時点等）
（１）事故の発生を不可避とする事由が発生した場合は、その事由が発生した時に事故が発生したものとみなします。
（２）普通約款第19条（事故の通知）（１）の「損害」および同第20条（損害防止義務および損害防止費用）（１）の「事故」は、「事故または事故の発生を不可避とする事由」と読み替えます。

第９条（損害防止費用）
普通約款第20条（損害防止義務および損害防止費用）（１）の規定により保険契約者または被保険者が損害の発生および拡大の防止のために支出した費用については、その費用が保険金支払の対象となるべき損害に該当しないかぎり、当会社は、これを負担しません。

第10条（保険金の支払時期）
普通約款第22条（保険金の支払時期）（２）⑤の規定は、適用しません。

第11条（保険金支払後の保険契約）
（１）保険期間中に当会社が支払うべき、第２条（保険金を支払う場合）により読み替えられた普通約款第１条（保険金を支払う場合）に規定する保険金の額の合計額が保険証券記載の支払限度額（保険期間中）に達した場合は、この保険契約は、保険金の額の合計額が保険証券記載の支払限度額（保険期間中）に達する保険金の支払いの原因となった損害の発生した時に終了します。
（２）（１）の規定により、保険契約が終了した場合は、当会社は保険料を返還しません。

第12条（他の特約についての読替規定）
この特約条項を付帯した場合は、この保険契約に付帯された保険料に関する規定の変更特約条項について下表のとおり読み替えます。

特約	箇所	読み替え前	読み替え後
保険料に関する規定の変更特約条項	第４節　保険料の返還、追加または変更 第１条（保険料の返還、追加または変更）（１）	普通約款第７条（通知義務）（１）の承認の請求	興行中止保険特約条項第６条（通知義務）の規定により読み替えられた普通約款第７条（通知義務）（１）の通知
	第４節　保険料の返還、追加または変更 第１条（保険料の返還、追加または変更）（３）、（６）および（７）	保険の対象となる興行の開催予定日（複数ある場合は最も早い日とします。）の14日前の午前０時	保険期間の始期
	第４節　保険料の返還、追加または変更 第４条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）（５）	普通約款第７条（通知義務）（１）の承認の請求	興行中止保険特約条項第６条（通知義務）の規定により読み替えられた普通約款第７条（通知義務）（１）の通知

第13条（準用規定）
この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

悪天候リスクのみ担保特約条項

第１条（保険金を支払う場合）
（１）興行中止保険特約条項第２条（保険金を支払う場合）の規定中「不測かつ突発的な事由」とあるのは、「悪天候または悪天候のおそれ」と読み替えます。
（２）（１）に規定する悪天候のおそれとは、開催予定日または予備日に悪天候となることが客観的に認められる状態をいいます。

第２条（準用規定）
この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、費用・利益保険普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

出演不能リスク担保特約条項

第１条（保険金を支払わない場合）
興行中止保険特約条項第３条（保険金を支払わない場合）⑧の規定は、次のとおり読み替えます。
「⑧　次のいずれかに該当する出演不能または役割遂行不能
ア．保険証券記載の興行の出演予定者のうち、保険証券の「補償する出演者」欄に記載する者以外の者の出演不能または役割遂行不能
イ．保険証券記載の興行の出演予定者のうち、保険証券の「補償する出演者」欄に記載する者の出演不能または役割遂行不能。ただし、次のいずれかの事由により出演不能または役割遂行不能となった場合に限ります。
（ア）この保険契約締結前に既に被っていた身体障害
（イ）この保険契約の締結前１年以内に治療を受けたことがある身体障害の再発
（ウ）麻薬その他の服用が禁止されている薬物または興奮剤の服用
（エ）飲酒による酩酊
（オ）気まぐれまたは心因性の神経症
（カ）自殺または自傷によって被った身体障害
（キ）妊娠、出産、流産または生理
（ク）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する「一類感染症」、「二類感染症」、「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」および「新感染症」にかかること、かかっている疑いがあること、またはかかるおそれがあること。この場合において、保険証券記載の興行の出演予定者のうち、保険証券の「補償する出演者」欄に記載する者に対しては、⑪の規定は、適用しません。」

第２条（準用規定）
この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、費用・利益保険普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

収益担保読替特約条項

第１条（用語の定義）
興行中止保険特約条項第１条（用語の定義）に規定する「中止費用」は、次のとおり読み替えます。

	用語	定義
⑧	中止収益	第２条（保険金を支払う場合）によって読み替えられた普通約款第１条（保険金を支払う場合）に規定する事故が発生した保険証券記載の興行に関して被保険者が喪失した、保険証券の「補償する損害」欄に「有」と記載のある収益をいいます。ただし、保険証券記載の興行の開催予定日に先立って売上げまたは収入等の金額が確定しない収益項目における収益の見込額を含みません。

第２条（保険金を支払う場合）
興行中止保険特約条項第２条（保険金を支払う場合）の規定は、下表のとおり読み替えます。

箇所	読み替え前	読み替え後
（1）	中止費用	中止収益
（2）	中止費用保険金	中止収益保険金

第３条（損害の額の決定）

興行中止保険特約条項第４条（損害の額の決定）（１）の規定は、次のとおり読み替えます。

「（１）中止収益保険金として支払うべき損害の額は、中止収益の合計額から次に定める金額を差し引いた額とします。

① 事故または損害が生じたことにより支出を免れた金額

② 事故または損害が生じたことにより他人から回収した金額

③ この保険契約および他の保険契約等（被保険者が保険証券記載の興行について、中止収益を喪失することまたは追加費用を支出することによって被る損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。）の保険料」

第４条（保険金の支払額）

興行中止保険特約条項第５条（保険金の支払額）の規定中「中止費用保険金」とあるのは、「中止収益保険金」と読み替えます。

第５条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、費用・利益保険普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

次の地震危険担保特約条項は、興行中止保険特約条項が付帯されている契約で、保険証券上の「特約条項」欄に「地震危険担保特約条項」と表示されている場合に適用されます。

地震危険担保特約条項

第１条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約条項に従い、費用･利益保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第２条（保険金を支払わない場合）（２）②の規定にかかわらず、次に掲げる事由の直接的な結果として、またはこれに伴う秩序の混乱に基づいて、保険証券記載の興行が保険証券記載の「補償する事故」に該当する状態となった場合は、保険金を支払います。

① 日本国内において発生した地震動（地震による振動をいいます。）

② 日本国内において発生した噴火または日本国内における降灰

③ 地震または噴火による津波のうち、日本の沿岸、河岸または湖岸に到達したものまたは到達が予測されるもの

第２条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

旅行変更費用保険特約条項

第１条（事故の定義）

費用・利益保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第１条（保険金を支払う場合）の「不測かつ突発的な事故」は、国内線航空機を利用する保険証券記載の旅行（以下「旅行」といいます。）において、不測かつ突発的な事由により、保険証券または利用予定航空便明細表に記載の利用予定航空便が欠航することまたは着陸地を変更すること（以下「事故」といいます。）とします。

第２条（損害の定義）

（１）普通約款第１条（保険金を支払う場合）の「損害」は、被保険者が旅行について次の予定外の費用の支出を余儀なくされることによって被る損害（以下「損害」といいます。）とします。

① 追加宿泊費用

② 追加交通費用

③ 追加食事費用

（２）（１）の「費用」には、次の費用を含みません。

① この保険契約および他の保険契約等（（１）の損害を補償する他の保険契約または共済契約

をいいます。）の保険料
② 金利等資金調達に関する費用
③ 被保険者の役職員の報酬または給与

（３）（１）①から③までの費用およびそれらの金額は、社会通念上妥当と認められる必要不可欠なものに限ります。

第３条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、普通約款第２条（保険金を支払わない場合）に定めるところによるほか、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(これらの事由によって発生した第１条（事故の定義）の事故が拡大して生じた損害および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。

① 関係者（保険契約者もしくは被保険者の役職員または旅行の参加者をいいます。以下同様とします。）の故意もしくは重大な過失または法令違反
② 関係者による旅行行程の変更
③ 関係者の資金不足、支払停止、支払不能、債務超過、法的倒産手続開始の申立てもしくは決定または解散
④ 旅行の準備もしくは取決めについての関係者の過失または関係者間の紛争もしくは意見の相違
⑤ 関係者の犯罪行為または闘争行為（労働争議を除きます。）
⑥ 保険契約締結時に予定されていた労働争議
⑦ 公権力の行使（関係者の逮捕または出入国拒否等を含みます。また、消防、避難等の防災のための公権力の行使を除きます。）
⑧ 政変、国交断絶、国家的服喪、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
⑨ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症の発生またはそのおそれ
⑩ 原子力発電所の運転停止に起因する電力不足もしくはこれに起因する停電（予定された停電を含みます。）またはそれらのおそれ

（２）当会社は、次のいずれかに掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。

① 財物の滅失（盗難、紛失等を含みます。以下同様とします。）、損傷もしくは汚損による物的損害またはそれを回復するための修理費、再調達費用等の損害
② 身体障害を被った者について生じた治療費、慰謝料、逸失利益、葬祭料等の損害
③ 被保険者が、他人の財物の滅失、損傷もしくは汚損、他人の身体障害もしくは人格権の侵害または職業上相当な注意を用いなかったことに基づき発生した他人の財産上の損害に対して、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害
④ 債権者である被保険者が、債務者の債務不履行により被る損害（被保険者の従業員が職務上行った不誠実行為による被保険者の損害を含みます。不誠実行為とは、被保険者の従業員が被保険者のために事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行う窃盗、不動産侵奪、強盗、詐欺、横領または背任行為をいいます。）

第４条（損害の額の算定）

この特約条項における「損害の額」は、第２条（損害の定義）に定める費用の総額から次に定める金額の合計額を控除した額とします。

① 収益の額
② 事故または損害が生じたことにより支出を免れた金額
③ 事故または損害が生じたことにより他人から回収した金額

第５条（保険金の支払額）

（１）当会社が支払う保険金の額は、普通約款第３条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、１回の事故につき損害の額とします。ただし、旅行参加者１名・利用予定航空便１フライトについて、保険証券の「支払限度額（参加者１名１フライト）」欄記載の額を限度とし、かつ、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中の支払保険金の総額は、保険証券の「支払限度額（保険期間中）」欄記載の額を超えないものとします。

（２）搭乗日を同じくする接続飛行は、（１）の「１フライト」に含まれるものとします。

（３）第12条（事故発生時の義務）に定める義務を被保険者が履行しなかった場合には、（１）の「損害の額」から義務を履行した場合に支出を免れることのできた金額を控除した額を保険金として支払います。

第６条（保険責任期間）

（１）この特約条項による保険責任は、搭乗予定日（複数ある場合は最も早い日とします。）の14日前の午前０時または保険期間の始期のいずれか遅い時に始まります。

（２）この特約条項による保険責任は、保険期間の終期に終わります。

第７条（通知義務）

普通約款第７条（通知義務）の規定は、次のとおり読み替えます。

「第７条（通知義務）

（１）保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

① 搭乗予定日、搭乗予定区間または利用予定航空便を変更したこと。

② 旅行の参加人数を変更したこと。ただし、増加した場合に限ります。

（２）（１）の事実の発生によって危険増加（告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。）が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく（１）の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（３）（２）の規定は、当会社が、（２）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合または危険増加が生じた時から５年を経過した場合には適用しません。

（４）（２）の規定による解除が第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第１条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（５）（４）の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

（６）（２）の規定にかかわらず、（１）の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。）を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（７）（６）の規定による解除が第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第１条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。」

第８条（保険の対象の調査）

普通約款第９条（保険契約に関する調査）（２）および（３）の規定は、適用しません。

第９条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

普通約款第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（２）、（５）および（６）の規定は、次のとおり読み替えます。

「（２）危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額について、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。ただし、危険の減少が生じた時が保険責任期間の始期以降である場合は、当会社は、保険料を返還しません。」

「（５）（４）の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。」

「（６）（１）および（２）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。ただし、危険の減少が生じた時が保険責任期間の始期以降である場合は、当会社は、保険料を返還しません。」

第10条（保険料の返還－解除の場合）

普通約款第18条（保険料の返還－解除の場合）の規定は、次のとおり読み替えます。

「第６条（告知義務）（２）、第７条（通知義務）（２）、第９条（保険契約に関する調査）（２）、第13条（重大事由による解除）（１）もしくは第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（３）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または第12条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、解除が保険責任

期間の始期前に行われたときに限り、当会社は、保険料の全額を返還し、解除がその後に行われた場合は保険料を返還しません。」

第11条（事故の発生時点等）
（１）事故の発生を不可避とする事由が発生した場合には、その事由が発生した時に事故が発生したものとみなします。
（２）普通約款第19条（事故の通知）（１）の「損害」および同第20条（損害防止義務および損害防止費用）（１）の「事故」は、「事故または事故の発生を不可避とする事由」と読み替えるものとします。

第12条（事故発生時の義務）
　被保険者は、事故もしくは事故の発生を不可避とする事由が発生した場合またはそのおそれがある場合には、交通手段の代替等の検討（利用予定航空便以外の航空便または他の交通手段の代替利用等の検討を含みます。）を行い、損害額の抑制に努めなければなりません。

第13条（損害防止費用）
　普通約款第20条（損害防止義務および損害防止費用）（１）の規定により保険契約者または被保険者が損害の発生および拡大の防止のために支出した費用については、その費用が保険金支払の対象となるべき損害に該当しないかぎり、当会社はこれを負担しません。

第14条（保険金の支払時期）
　普通約款第22条（保険金の支払時期）（２）⑤の規定は、適用しません。

第15条（保険金支払後の保険契約）
（１）第１条（事故の定義）の事故により支払った保険金が保険期間中の支払限度額に達した場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
（２）（１）の規定により、保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。

第16条（準用規定）
　この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

海外旅行変更費用保険特約条項

第１条（事故の定義）
（１）費用・利益保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第１条（保険金を支払う場合）の「不測かつ突発的な事故」は、航空機を利用する保険証券記載の旅行（以下「旅行」といいます。）において、不測かつ突発的な事由により、保険証券に記載の利用予定航空便が欠航すること、着陸地を変更することまたは遅延すること（以下「事故」といいます。）とします。
（２）（１）の「遅延」とは、次のいずれかをいいます。
　①　利用予定航空便が出発予定時刻より12時間以上遅延して出発すること。
　②　利用予定航空便が到着予定時刻より12時間以上遅延して到着すること。
　③　利用予定航空便が出発予定空港の現地日付による出発予定日の翌日以降に出発すること。

第２条（損害の定義）
（１）普通約款第１条（保険金を支払う場合）の「損害」は、被保険者が旅行について次の予定外の費用の支出を余儀なくされることによって被る損害（以下「損害」といいます。）とします。
　①　追加宿泊費用
　②　追加交通費用
　③　追加食事費用
（２）（１）の「費用」には、次の費用を含みません。
　①　この保険契約および他の保険契約等（（１）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。）の保険料
　②　金利等資金調達に関する費用
　③　被保険者の役職員の報酬または給与
（３）（１）①から③までの費用およびそれらの金額は、社会通念上妥当と認められる必要不可欠なものに限ります。

第３条（保険金を支払わない場合）
（１）当会社は、普通約款第２条（保険金を支払わない場合）に定めるところによるほか、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（これらの事由によっ

て発生した第１条（事故の定義）の事故が拡大して生じた損害および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。

① 関係者（保険契約者もしくは被保険者の役職員または旅行の参加者をいいます。以下同様とします。）の故意もしくは重大な過失または法令違反
② 関係者による旅行行程の変更
③ 関係者の資金不足、支払停止、支払不能、債務超過、法的倒産手続開始の申立てもしくは決定または解散
④ 旅行の準備もしくは取決めについての関係者の過失または関係者間の紛争もしくは意見の相違
⑤ 関係者の犯罪行為または闘争行為（労働争議を除きます。）
⑥ 保険契約締結時に予定されていた労働争議
⑦ 公権力の行使（関係者の逮捕または出入国拒否等を含みます。また、消防、避難等の防災のための公権力の行使を除きます。）
⑧ 政変、国交断絶、国家的服喪、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
⑨ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症の発生またはそのおそれ
⑩ 原子力発電所の運転停止に起因する電力不足もしくはこれに起因する停電（予定された停電を含みます。）またはそれらのおそれ

（２）普通約款第２条（保険金を支払わない場合）（２）②の規定は、次のとおり読み替えます。
「② 日本国内等における地震もしくは噴火またはこれらによる津波」

（３）（２）の規定により読み替えられた普通約款第２条（保険金を支払わない場合）（２）②の「日本国内等における地震もしくは噴火」とは、震央が日本の領土もしくは排他的経済水域（領海および接続水域を含みます。）内にある地震または噴火口が日本の領土もしくは領海内にある噴火をいいます。

（４）当会社は、次のいずれかに掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。
① 財物の滅失（盗難、紛失等を含みます。以下同様とします。）、損傷もしくは汚損による物的損害またはそれを回復するための修理費、再調達費用等の損害
② 身体障害を被った者について生じた治療費、慰謝料、逸失利益、葬祭料等の損害
③ 被保険者が、他人の財物の滅失、損傷もしくは汚損、他人の身体障害もしくは人格権の侵害または職業上相当な注意を用いなかったことに基づき発生した他人の財産上の損害に対して、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害
④ 債権者である被保険者が、債務者の債務不履行により被る損害（被保険者の従業員が職務上行った不誠実行為による被保険者の損害を含みます。不誠実行為とは、被保険者の従業員が被保険者のために事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行う窃盗、不動産侵奪、強盗、詐欺、横領または背任行為をいいます。）

第４条（損害の額の算定）

この特約条項における「損害の額」は、第２条（損害の定義）に定める費用の総額から次に定める金額の合計額を控除した額とします。

① 収益の額
② 事故または損害が生じたことにより支出を免れた金額
③ 事故または損害が生じたことにより他人から回収した金額

第５条（保険金の支払額）

（１）当会社が支払う保険金の額は、普通約款第３条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、１回の事故につき損害の額または保険証券の「支払限度額（参加者１名１旅行）」欄記載の額に参加人数を乗じた額のうち、いずれか低い額とします。ただし、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中の支払保険金の総額は、保険証券の「支払限度額（保険期間中）」欄記載の額を超えないものとします。

（２）第12条（事故発生時の義務）に定める義務を被保険者が履行しなかった場合には、（１）の「損害の額」から義務を履行した場合に支出を免れることのできた金額を控除した額を保険金として支払います。

第６条（保険責任期間）

（１）この特約条項による保険責任は、搭乗予定日（複数ある場合は最も早い日とします。）の14日前の午前０時または保険期間の始期のいずれか遅い時に始まります。

（２）この特約条項による保険責任は、保険期間の終期に終わります。

第７条（通知義務）

普通約款第７条（通知義務）の規定は、次のとおり読み替えます。

「第７条（通知義務）
（１）保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
　①　搭乗予定日、搭乗予定区間または利用予定航空便を変更したこと。
　②　旅行の参加人数を変更したこと。ただし、増加した場合に限ります。
（２）（１）の事実の発生によって危険増加（告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。）が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく（１）の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（３）（２）の規定は、当会社が、（２）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合または危険増加が生じた時から５年を経過した場合には適用しません。
（４）（２）の規定による解除が第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第１条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
（５）（４）の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。
（６）（２）の規定にかかわらず、（１）の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。）を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（７）（６）の規定による解除が第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第１条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。」

第８条（保険の対象の調査）

普通約款第９条（保険契約に関する調査）（２）および（３）の規定は、適用しません。

第９条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

普通約款第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（２）、（５）および（６）の規定は、次のとおり読み替えます。

「（２）危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額について、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。ただし、危険の減少が生じた時が保険責任期間の始期以降である場合は、当会社は、保険料を返還しません。」

「（５）（４）の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。」

「（６）（１）および（２）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。ただし、危険の減少が生じた時が保険責任期間の始期以降である場合は、当会社は、保険料を返還しません。」

第10条（保険料の返還－解除の場合）

普通約款第18条（保険料の返還－解除の場合）の規定は、次のとおり読み替えます。

「第６条（告知義務）（２）、第７条（通知義務）（２）、第９条（保険契約に関する調査）（２）、第13条（重大事由による解除）（１）もしくは第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（３）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または第12条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、解除が保険責任期間の始期前に行われたときに限り、当会社は、保険料の全額を返還し、解除がその後に行われた場合は保険料を返還しません。」

第11条（事故の発生時点等）
（１）事故の発生を不可避とする事由が発生した場合には、その事由が発生した時に事故が発生したものとみなします。
（２）普通約款第19条（事故の通知）（１）の「損害」および同第20条（損害防止義務および損害防止費用）（１）の「事故」は、「事故または事故の発生を不可避とする事由」と読み替えるものとします。

第12条（事故発生時の義務）
被保険者は、事故もしくは事故の発生を不可避とする事由が発生した場合またはそのおそれがある場合には、交通手段の代替等の検討（利用予定航空便以外の航空便または他の交通手段の代替利用等の検討を含みます。）を行い、損害額の抑制に努めなければなりません。

第13条（損害防止費用）
普通約款第20条（損害防止義務および損害防止費用）（１）の規定により保険契約者または被保険者が損害の発生および拡大の防止のために支出した費用については、その費用が保険金支払の対象となるべき損害に該当しないかぎり、当会社はこれを負担しません。

第14条（保険金の支払時期）
普通約款第22条（保険金の支払時期）（２）⑤の規定は、適用しません。

第15条（保険金支払後の保険契約）
（１）第１条（事故の定義）の事故により支払った保険金が保険期間中の支払限度額に達した場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
（２）（１）の規定により、保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。

第16条（準用規定）
この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

修学旅行変更費用保険特約条項（特急電車等利用）

第１条（事故の定義）
費用・利益保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第１条（保険金を支払う場合）の「不測かつ突発的な事故」は、不測かつ突発的な事由により、保険証券記載の旅行（以下「保険対象旅行」といいます。）の旅行行程における保険対象乗車予定日において、次のいずれかが生じること（以下「事故」といいます。）とします。
① 旅行参加者が乗車可能な状態にある場合において、利用予定電車等が保険対象乗車区間において運休すること。
② 旅行参加者が乗車した利用予定電車等が下車予定駅まで到達しないこと。
③ 旅行参加者が乗車した最終利用予定電車等が、最終下車予定駅に到着予定時刻より２時間以上遅延して到着すること。

第２条（用語の定義）
この特約条項において、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによります。
① 旅行行程
保険契約の締結時に予定されている保険対象旅行の旅行行程をいい、旅行の目的地、日程、交通手段、その出発および到着予定時刻ならびにその乗車区間ならびに宿泊施設を含みます。
② 保険対象乗車予定日
旅行参加者の利用予定電車への乗車が予定されている保険証券記載の日をいいます。ただし、乗車が午後12時より前に始まり、午後12時を越えて乗車が継続する電車への乗車等については、乗車日と下車日を併せて１つの保険対象乗車予定日とします。
③ 旅行参加者
保険契約者または被保険者が設置する学校の教職員および児童、生徒または学生のうち、保険対象旅行に参加する者をいいます。
④ 利用予定電車
旅行行程において、旅行参加者の乗車が予定されている特急電車等をいいます。
⑤ 特急電車等
次のいずれかをいいます。
ア．鉄道会社A群が運行する新幹線、特急・急行電車または専用電車
イ．鉄道会社A群と乗入れ運転を行っている特急・急行電車または専用電車であって、鉄道会社B群が運行するもの

⑥　鉄道会社
　鉄道事業法（昭和61年法律第92号）において「鉄道事業の許可を受けた者」と規定される事業体をいいます。
⑦　鉄道会社A群
　東日本旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、小田急電鉄株式会社、東武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、西武鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、西日本鉄道株式会社、富士急行株式会社、長野電鉄株式会社または富山地方鉄道株式会社をいいます。
⑧　新幹線
　東海道新幹線、山陽新幹線、東北新幹線、上越新幹線、長野新幹線、北陸新幹線、秋田新幹線、山形新幹線または九州新幹線等をいいます。
⑨　特急・急行電車
　停車駅を限定すること等により目的地までの所要時間を短縮することを目的に運行される電車であって、乗車にあたって、運賃とは別に所要時間短縮の対価として設定された料金が必要となるものをいいます。
⑩　専用電車
　修学旅行等を実施する団体専用に鉄道会社が個別に出発時刻、到着時刻等の運行計画を定めて運行する電車をいいます。
⑪　乗入れ運転
　異なる鉄道会社間の路線をまたがって、同一の電車が一貫して運行することをいいます。
⑫　鉄道会社B群
　鉄道会社A群以外の鉄道会社をいいます。
⑬　乗車可能な状態
　旅行参加者が利用予定電車等の出発予定時刻に乗車予定駅に到達している状態または到達することが可能な状態をいいます。
⑭　利用予定電車等
　利用予定電車または代替利用予定電車をいいます。
⑮　乗車予定駅
　旅行参加者の利用予定電車等への乗車が予定されている駅をいいます。
⑯　代替利用予定電車
　次のいずれかの事由に起因して、接続利用予定電車に乗車することができなかった場合において、旅行参加者が下車予定駅への早期到着を目的として、接続利用予定電車の乗車区間を接続利用予定電車に代替して乗車する予定の電車をいいます。
ア．旅行参加者が乗車可能な状態にある場合において、利用予定電車が保険対象乗車区間において運休すること。
イ．旅行参加者が乗車した利用予定電車が下車予定駅まで到達しないこと。
ウ．旅行参加者が乗車した利用予定電車が、下車予定駅に利用予定電車の到着予定時刻より遅延して到着すること。
⑰　接続利用予定電車
　利用予定電車が複数ある場合に、その中のひとつの利用予定電車の次以降に乗車することが旅行行程において予定されている利用予定電車をいいます。ただし、同一乗車日のものに限ります。
⑱　下車予定駅
　旅行参加者の利用予定電車等からの下車が予定されている駅をいいます。
⑲　保険対象乗車区間
　旅行参加者の利用予定電車等への乗車が予定されている保険証券記載の乗車区間をいいます。
⑳　運休
　鉄道会社が運行をとりやめることをいいます。
㉑　到着予定時刻
　鉄道会社が下車予定駅への特急電車等の到着を予定している時刻をいいます。
㉒　最終利用予定電車等
　最終下車予定駅への到着が予定されている利用予定電車等をいいます。
㉓　最終下車予定駅
　保険対象乗車予定日ごとの最終の下車予定駅をいいます。
㉔　最終利用予定電車
　最終下車予定駅への到着が予定されている利用予定電車をいいます。
㉕　関係者
　次に掲げる者をいいます。
ア．保険契約者または被保険者
イ．保険契約者または被保険者の役職員（保険契約者または被保険者が設置する学校の教職員

を含みます。ただし、ウ．に掲げるものを除きます。）
ウ．旅行参加者
エ．旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）に定める旅行業者をいいます。）

第３条（損害の定義）
（１）普通約款第１条（保険金を支払う場合）の「損害」は、被保険者が旅行について次の予定外の費用の支出を余儀なくされることによって被る損害（以下「損害」といいます。）とします。
① 追加宿泊費用
② 追加交通費用
③ 追加食事費用
（２）（１）②の「追加交通費用」は、次に掲げる費用とします。
① 事故が発生した利用予定電車等の下車予定駅までの移動のために追加で発生する交通費用
② 利用予定電車等に事故が発生したことにより、旅行参加者が接続利用予定電車の出発予定時刻に乗車予定駅に到達することができなかった場合における、接続利用予定電車の乗車予定駅から下車予定駅までの移動のために追加で発生する交通費用
③ 事故が発生した利用予定電車等が最終利用予定電車等であった場合、または利用予定電車等に事故が発生したことにより、旅行参加者が最終利用予定電車の出発予定時刻に乗車予定駅に到達することができなかった場合における、最終下車予定駅から旅行参加者のその日の宿泊予定場所までの移動のために追加で発生する交通費用
（３）（１）の「費用」には、次の費用を含みません。
① この保険契約および他の保険契約等（（１）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。）の保険料
② 金利等資金調達に関する費用
③ 被保険者の役職員の報酬または給与
（４）（１）①から③までの費用およびそれらの金額は、社会通念上妥当と認められる必要不可欠なものに限ります。

第４条（保険金を支払わない場合）
（１）当会社は、普通約款第２条（保険金を支払わない場合）に定めるところによるほか、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（これらの事由によって発生した第１条（事故の定義）の事故が拡大して生じた損害および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。
① 関係者の故意、重大な過失、怠慢、悪戯、疾病もしくは傷害または法令違反
② 関係者による旅行行程の変更
③ 関係者の資金不足、支払停止、支払不能、債務超過、法的倒産手続開始の申立てもしくは決定または解散
④ 旅行の準備もしくは取決めについての関係者の過失または関係者間の紛争もしくは意見の相違
⑤ 関係者の犯罪行為または闘争行為（労働争議を除きます。）
⑥ 保険契約締結時に予定されていた労働争議
⑦ 公権力の行使（関係者の逮捕または出入国拒否等を含みます。また、消防、避難等の防災のための公権力の行使を除きます。）
⑧ 政変、国交断絶、国家的服喪、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
⑨ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症の発生またはそのおそれ
⑩ 原子力発電所の運転停止に起因する電力不足もしくはこれに起因する停電（予定された停電を含みます。）またはそれらのおそれ
（２）当会社は、次のいずれかに掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。
① 財物の滅失（盗難、紛失等を含みます。以下同様とします。）、損傷もしくは汚損による物的損害またはそれを回復するための修理費、再調達費用等の損害
② 身体障害を被った者について生じた治療費、慰謝料、逸失利益、葬祭料等の損害
③ 被保険者が、他人の財物の滅失、損傷もしくは汚損、他人の身体障害もしくは人格権の侵害または職業上相当な注意を用いなかったことに基づき発生した他人の財産上の損害に対して、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害
④ 債権者である被保険者が、債務者の債務不履行により被る損害（被保険者の従業員が職務上行った不誠実行為による被保険者の損害を含みます。不誠実行為とは、被保険者の従業員が被保険者のために事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行う窃盗、不動産侵奪、強盗、詐欺、横領または背任行為をいいます。）
（３）当会社は、事故以外の事由により旅行参加者が利用予定電車の出発予定時刻に乗車予定駅に到達していないことによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

（４）当会社は、事故が発生した際に、利用予定電車以外の電車（利用予定電車が新幹線以外である場合は新幹線を除きます。）を利用することにより、旅行参加者が到着予定時刻から２時間以内に最終下車予定駅に到着することができたと認められる場合には、保険金を支払いません。

第５条（保険金の支払額）

（１）当会社が支払う保険金の額は、普通約款第３条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、第３条（損害の定義）に定める費用について、保険対象乗車予定日１日ごとかつ旅行参加者１名ごとに（２）に従い算出した金額（以下「１名１日あたり損害額」といいます。）の合計額（以下「損害の額」といいます。）とします。ただし、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中の支払保険金の総額は、保険証券の「支払限度額（保険期間中）」欄記載の額を超えないものとします。

（２）（１）の「１名１日あたり損害額」は、当該保険対象乗車予定日における当該旅行参加者について、次に従い算出した金額の合計額から、（３）に定める「１名１日あたり控除額」を控除した額とします。ただし、15,000円を限度とします。

① 追加宿泊費用の全額

② 追加交通費用の全額

③ １食ごとに次の算式により得られる金額または3,500円のいずれか低い金額
「（追加食事費用のうちの2,000円以下の部分の全額）＋（追加食事費用のうちの2,000円を超過する部分の額×0.9）」

（３）（２）の「１名１日あたり控除額」は、保険対象乗車予定日ごとに次の①から③までに定める金額の合計額を旅行参加者数で除した金額とします。

① 収益の額

② 事故または損害が生じたことにより支出を免れた金額

③ 事故または損害が生じたことにより他人から回収した金額

（４）（２）の規定に従い算出した「１名１日あたり損害額」が負の値となった場合でも、（１）に規定する損害の額の算出にあたっては、負の値を「１名１日あたり損害額」として用います。

（５）第12条（事故発生時の義務）に定める義務を被保険者が履行しなかった場合には、（１）の「損害の額」から義務を履行した場合に支出を免れることのできた金額を控除した額を保険金として支払います。

第６条（保険責任期間）

（１）この特約条項による保険責任は、乗車予定日（複数ある場合は最も早い日とします。）の14日前の午前０時または保険期間の始期のいずれか遅い時に始まります。

（２）この特約条項による保険責任は、保険期間の終期に終わります。

第７条（通知義務）

普通約款第７条（通知義務）の規定は、次のとおり読み替えます。

「第７条（通知義務）

（１）保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

① 旅行の開始予定日、旅行の終了予定日、保険対象乗車予定日、保険対象乗車区間または利用予定電車を変更したこと。

② 旅行の参加人数を変更したこと。ただし、増加した場合に限ります。

（２）（１）の事実の発生によって危険増加（告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。）が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく（１）の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（３）（２）の規定は、当会社が、（２）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合または危険増加が生じた時から５年を経過した場合には適用しません。

（４）（２）の規定による解除が第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第１条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（５）（４）の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

（６）（２）の規定にかかわらず、（１）の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。）を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することがで

きます。
（７）（６）の規定による解除が第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第１条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。」

第８条（保険の対象の調査）

普通約款第９条（保険契約に関する調査）（２）および（３）の規定は、適用しません。

第９条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

普通約款第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（２）、（５）および（６）の規定は、次のとおり読み替えます。

「（２）危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額について、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。ただし、危険の減少が生じた時が保険責任期間の始期以降である場合は、当会社は、保険料を返還しません。」

「（５）（４）の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。」

「（６）（１）および（２）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。ただし、危険の減少が生じた時が保険責任期間の始期以降である場合は、当会社は、保険料を返還しません。」

第10条（保険料の返還－解除の場合）

普通約款第18条（保険料の返還－解除の場合）の規定は、次のとおり読み替えます。

「第６条（告知義務）（２）、第７条（通知義務）（２）、第９条（保険契約に関する調査）（２）、第13条（重大事由による解除）（１）もしくは第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（３）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または第12条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、解除が保険責任期間の始期前に行われたときに限り、当会社は、保険料の全額を返還し、解除がその後に行われた場合は保険料を返還しません。」

第11条（事故の発生時点等）

（１）事故の発生を不可避とする事由が発生した場合には、その事由が発生した時に事故が発生したものとみなします。
（２）普通約款第19条（事故の通知）（１）の「損害」および同第20条（損害防止義務および損害防止費用）（１）の「事故」は、「事故または事故の発生を不可避とする事由」と読み替えるものとします。

第12条（事故発生時の義務）

被保険者は、事故もしくは事故の発生を不可避とする事由が発生した場合またはそのおそれがある場合には、交通手段の代替等の検討（利用予定電車等以外の電車または他の交通手段の代替利用等の検討を含みます。）を行い、損害額の抑制に努めなければなりません。

第13条（損害防止費用）

普通約款第20条（損害防止義務および損害防止費用）（１）の規定により保険契約者または被保険者が損害の発生および拡大の防止のために支出した費用については、その費用が保険金支払の対象となるべき損害に該当しないかぎり、当会社はこれを負担しません。

第14条（保険金の支払時期）

普通約款第22条（保険金の支払時期）（２）⑤の規定は、適用しません。

第15条（保険金支払後の保険契約）

（１）第１条（事故の定義）の事故により支払った保険金が保険期間中の支払限度額に達した場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
（２）（１）の規定により、保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。

第16条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

次の地震危険担保特約条項は、海外旅行変更費用保険特約条項または修学旅行変更費用保険特約条項（特急電車等利用）が付帯されている契約で、保険証券上の「特約条項」欄に「地震危険担保特約条項」と表示されている場合に適用されます。

地震危険担保特約条項

（１）この特約条項が付帯された保険契約において、修学旅行変更費用保険特約条項（特急電車等利用）が付帯されている場合は、費用・利益保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第２条（保険金を支払わない場合）（２）②の規定は、適用しません。

（２）この特約条項が付帯された保険契約において、海外旅行変更費用保険特約条項が付帯されている場合は、普通約款第２条（保険金を支払わない場合）（２）②の規定ならびに海外旅行変更費用保険特約条項第３条（保険金を支払わない場合）（２）および（３）の規定は、適用しません。

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

TOKIO MARINE
NICHIDO

お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

0120-868-100

受付時間：平日・土日祝 午前9時～午後6時
（年末・年始を除く）

東京海上日動火災保険株式会社
www.tokiomarine-nichido.co.jp

D14-41690（5）改定202110
2401-ER07-13030-202109